

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

○滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

平成27年3月20日

告示第39号

改正 平成27年12月28日告示第171号

平成28年3月22日告示第33号

平成28年4月1日告示第74号

平成29年1月17日告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令に基づき、滝沢市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（平成27年滝沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、子どものための教育・保育給付に係る支給認定等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給認定の申請)

第2条 支給認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、規則第6条の規定により定められた様式第1号の認定申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 前項の申請に係る子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主権者である場合に限る。）の市町村民税に係る証明書

(2) 前号に掲げるもののほか市長が利用者負担額の算定に必要と認める書類

3 保育認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、市長が支給認定のための審査及び調査に必要と認める書類を添付しなければならない。

(平27告示171・一部改正)

(申請の受付場所)

第3条 支給認定申請の受付は、特段の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所において常時行う。

(1) 教育標準時間認定を受けようとする場合 利用を希望する特定教育・保育施設

(2) 保育認定を受けようとする場合 健康福祉部児童福祉課

ただし、現に特定教育・保育施設を利用している場合にあつては、当該教育・保育施設を経由して提出することができる。

(認定証の交付等)

第4条 市長は、支給認定の申請に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に対

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

して、当該支給認定の結果及び利用者負担額に関する事項を通知するとともに、規則第6条の規定により定められた様式第2号の支給認定証を交付するものとする。

2 前条の規定により、特定教育・保育施設を経由して提出されたときは、支給認定証の交付は、当該特定教育・保育施設を経由して行うものとする。

(平27告示171・一部改正)

(有効期間)

第5条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第8条に規定する市が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 2号認定子どもの保護者が府令第1条第6号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い時間

ア 効力発生日から当該認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

イ 効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間

(2) 2号認定子どもの保護者が府令第1条第9号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い時間

ア 効力発生日から当該認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

イ 効力発生日から育児休業終了日までの期間

(3) 2号認定子どもの保護者が府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 市長が適当と認める期間

(4) 3号認定子どもの保護者が府令第1条第6号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 効力発生日から当該認定子どもが満3歳に達する日の前日までの期間

イ 効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間

(5) 3号認定子どもの保護者が府令第1条第9号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 効力発生日から当該認定子どもが満3歳に達する日の前日までの期間

イ 効力発生日から育児休業終了日までの期間

(6) 3号認定子どもの保護者が府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 市長が適当と認める期間

(現況の届出)

第6条 支給認定保護者は、毎年度、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない（当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが、2号認定子ども及び3号認定子どもである場合に限る。）。ただし、市長は、当該書類により証明すべき

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

事実を公簿等によって確認することができるときその他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(平 2 7 告示 1 7 1 ・ 平 2 9 告示 6 ・ 一部改正)

(保育の利用申込み等の手続)

第 7 条 保育の利用申込みをする支給認定保護者は、保育所、認定こども園又は地域型保育事業所（事業所内保育事業の従業員枠を除く。）（以下「保育所等」という。）の利用を希望する場合は、入所希望月の前月の 1 5 日までに保育施設入所申込書（兼保育台帳）（様式第 2 号）により福祉事務所に申込みをしなければならない。ただし、支給認定の申請を同時に行う場合は、保育の利用の申込みと併せて行うことができる。

2 前項の申込書には、利用調整のための審査及び調査に必要な書類を添付しなければならない。ただし、福祉事務所長は、当該書類により証明すべき事実を支給認定の申請時に添付された書類によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(平 2 9 告示 6 ・ 一部改正)

(利用調整)

第 8 条 福祉事務所長は、支給認定保護者から保育の利用の申請を受け付けた場合は、別表第 1 に定める点数及び別表第 2 に定める点数で該当するものを合算して得られた点数（以下「入所判定点数」という。）の高いものから順に優先利用を決定し、利用調整を行うものとする。ただし、他の市町村の区域に所在する保育所等の利用の申込みを受け付けた場合は、当該施設を管轄する他の市町村の長又は福祉事務所長に対して利用調整を依頼するものとする。

2 前項本文の規定により算定した入所判定点数が同点となり優先利用の決定ができない場合は、別表第 3 に定める優先順位の上位に該当する優先事由に該当するものから順に優先利用を決定し、利用調整を行うものとする。

3 前項に規定する方法で優先利用が決定できず利用調整ができない場合は、別表第 4 に定める優先順位の上位に該当する状況別優先事由に該当するものから順に優先利用を決定し、利用調整を行うものとする。

(平 2 9 告示 6 ・ 全改)

(保育の利用の決定)

第 9 条 福祉事務所長は、利用調整の結果、利用を承諾した場合は保育施設入所承諾通知書（様式第 3 号。以下「承諾通知書」という。）により、利用を承諾しなかった場合は保育施設入所保留通知書（様式第 4 号）により、保護者に通知するものとする。

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

2 福祉事務所長は、保育の利用を承諾した場合は、承諾通知書の写し又は承諾通知書の写しに掲げられている事項を記載した書類を保育所等に送付するものとする。

(平 2 9 告示 6 ・ 一部改正)

(利用期間の設定)

第 1 0 条 福祉事務所長は、第 5 条に規定する支給認定の有効期間の範囲内で利用期間を設定するものとする。

(届出の義務)

第 1 1 条 保育所等に入所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の保護者は、速やかに保育施設退所届（様式第 5 号）により、その旨を保育所等の長を経て福祉事務所長に届け出なければならない。

(1) 入所の事由が消滅したとき。

(2) 事故、病気等により長期間保育所等における保育を受けることができなくなったとき。

(3) その他福祉事務所長が必要と認めるとき。

(平 2 9 告示 6 ・ 一部改正)

(補則)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、子どものための教育・保育給付に係る支給認定等の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の日前においても、子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に係る必要な手続を行うことができる。

附 則（平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日告示第 1 7 1 号）

この告示は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 2 日告示第 3 3 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請等に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、それぞれの告示に規定する様式による用紙で、現に残存するも

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

のは、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 74 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 17 日告示第 6 号）

（施行期日）

- この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定、別表の改正規定及び別表第 1 の次に 3 表を加える改正規定は、平成 29 年 1 月 17 日から施行する。

（経過措置）

- この告示による改正後の第 8 条及び別表第 1 から別表第 4 までの規定は、平成 29 年度分以後の保育の利用申請について適用し、平成 28 年度分の保育の利用申請については、なお従前の例による。

別表第 1（第 8 条関係）

（平 29 告示 6・全改）

基本点数表			
保護者の状況等		点数	
居宅外労働・外勤 ※就労証明書及び添 付書類参照	就労日数	月 24 日以上（週 6 日以上）	10
		月 22 日以上	9.5
		月 20 日以上（週 5 日以上）	9
		月 18 日以上	8
		月 15 日以上（週 4 日以上）	7
		月 12 日以上（週 3 日以上）	6
	就労時間 （休憩時間 を含む。）	1 日 8 時間以上の労働	10
		1 日 7 時間以上の労働	9
		1 日 6 時間以上の労働	8
		1 日 5 時間以上の労働	7
		1 日 4 時間以上の労働	6
上記以外の労働		5	
雇用主が保護者の三親等以内の親族の場合		△ 1	
就労予定（内定）	内定の場合は該当の就労点数から減点	△ 1	
就労期間	就労して 3 か月以内は該当の就労点数から減点	△ 1	
求職中		4	
出産	おおむね産前 8 週から産後 8 週 ※切迫流産等は「疾病等（入院）」として取り扱う。	17	

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

疾病	入院			2 2	
	通院 自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合		2 0	
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合		1 9	
		安静の必要はないが月 1 0 日以上の通院加療を要する場合		1 7	
		上記以外の場合で保育が困難と認められるとき。		1 6	
	障がい	保育が日常的に困難と認められる場合（身体障害者手帳 1 級・ 2 級・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は療育手帳A）		2 0	
		保育が生活上、一部困難と認められる場合（身体障害者手帳 3 級・ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級・ 3 級又は療育手帳B）		1 6	
		保育が生活上、一部困難と認められる場合（身体障害者手帳 5 級・ 6 級）		1 2	
	看護・介護・付添	居宅外	週 5 日以上	週 4 0 時間以上の看護・介護・付添	2 0
				週 3 5 時間以上の看護・介護・付添	1 9
週 4 日以上			週 3 0 時間以上の看護・介護・付添	1 8	
			週 2 5 時間以上の看護・介護・付添	1 7	
			週 2 0 時間以上の看護・介護・付添	1 6	
週 3 日以上			週 1 5 時間以上の看護・介護・付添	1 5	
上記以外の看護・介護・付添			1 2		
居宅内		心身の傷病又は障がいにより常時介護が必要と認められる場合		1 4	
		上記以外の場合で保育が困難と認められるとき。		1 0	
自営（祖父母等の居宅での労働を含む。）		自営・農業等中心者	就労日数	週 6 日以上	9 . 5
	週 5 日以上			8 . 5	
	週 4 日以上（月 1 5 日以上）			6 . 5	
	就労時間（休憩時間を含む。）		1 日 1 0 時間以上の労働	9 . 5	
			1 日 8 時間以上の労働	8 . 5	
			1 日 6 時間以上の労働	7 . 5	
			1 日 4 時間以上の労働	6 . 5	
	自営・農業等協力者	就労日数	週 6 日以上	8	
			週 5 日以上	7	

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

(専従・有給)		週4日以上(月15日以上)	5	
		週3日以上(月12日以上)	4	
	就労時間 (休憩時間を含む。)		1日10時間以上の労働	8
			1日8時間以上の労働	7
			1日6時間以上の労働	6
			1日4時間以上の労働	5
	(専従・有給)かつ事業中心者が同居親族		2	
自営・農業等協力者(その他・無給等)			9	
居宅外労働(店舗等あり)			1	
内職	月20日以上	1日7時間以上	15	
	月15日以上	1日4時間以上	13	
	月12日以上	1日4時間以上	8	
震災、風水害、火災その他の災害の復興にあっている場合			20	
配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在			20	
その他	高等学校、大学等への通学等技能習得のための就学	週5日以上週40時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	18	
		週4日以上週35時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	17	
		週3日以上週20時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	15	
		上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	14	

別表第2(第8条関係)

(平29告示6・追加)

調整点数表		
世帯の状況等		点数
世帯	母子又は父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く。)	3
	母子又は父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している。)	2
	準母子又は準父子の世帯	1
	前記以外の世帯で生活保護世帯	1

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

	上記以外の世帯で離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯（60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く。）	2
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けの世帯（復職後3か月以内に限る。また、育児休業明けについては就労期間が1年以上継続した場合に限る。）	1
	保護者が保育士又は保育教諭として市内の保育所等に就労予定又は現に就労する世帯	5
	保護者が保育士又は保育教諭として市外の保育所等に就労予定又は現に就労する世帯	3
	保護者が幼稚園教諭として幼稚園に就労予定又は現に就労する世帯	3
	保護者が市内の放課後児童クラブに就労予定又は現に就労する世帯	3
	市長が発達支援が必要と認めた世帯	2
	保護者のいずれかが求職中である場合を除き、待機（転所申請による保留を含む。）している期間が3か月を経過している世帯（3か月ごとに加算し、最高5点まで）	1
	60歳未満の就労していない健康な祖父母と同居している世帯	△ 5
保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中（ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	2
	常態として保育所等開設時間中の労働が3時間に満たない場合	△ 2
児童	希望保育所等に兄弟姉妹が在所している場合	1
	申込児童のほかに、就学前児童がいる場合（児童1人につき）	1
	障がい児（入所申込児童が、集団保育可能とされた障がい児である場合）	3
	既に就労等を開始し、月ぎめで認可外託児所等を利用している（受託証明書を提出している。）	1
	その他虐待の危険性等（状態により判断）	1～5
	市外在住者の場合（市内転入予定の場合を除く。）	△ 4

別表第3（第8条関係）

（平29告示6・追加）

優先順位	優先事由
1	市内在住者（転入予定者を含む。）
2	保護者又は児童の兄弟姉妹が障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の交付を受けているか、それに類する状況にある。

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

3	一時保育や認可外託児所等を利用し、既に就労等を開始している。
4	申込児童の兄弟姉妹（在園児・卒園児含）の保育料が6か月分以上滞納していない。
5	65歳未満の健康な祖父母と同居していない。
6	市内に65歳未満の就労していない健康な祖父母がいない。
7	市内に65歳未満の祖父母がいない。
8	兄弟姉妹が既に選考対象保育所等に入所している。
9	空き待ちをしている（就労による空き待ち期間が長い方を優先）。 ※内定保育所等を辞退した・退職した等の場合は、空き待ち期間はいったん0になる。

別表第4（第8条関係）

（平29告示6・追加）

優先順位	状況別優先事由
1	要保護
2	育成支援児
3	不存在
4	災害復旧
5	病気・障がい
6	出産
7	看護介護
8	就労中
9	育児休業中
10	学生
11	稼働予定
12	求職中
13	在所者

備考

- 1 状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額（住宅借入金等特別控除前の税額）の低い世帯から選考する。
- 2 利用調整に当たって、備考1の方法で優先順位が決定し難い場合は、その保育に欠ける要件を総合的に判断し、優先順位を決定する。

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第1号（第6条関係）

在所児童用

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書

年 月 日

滝沢市長 様

保護者氏名

印

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び継続入所（利用）を申請します。また、滝沢市が当該支給認定に必要な市民税の情報（同一世帯員を含む。）及び世帯情報を閲覧又は収集すること、その情報に基づき決定した利用者負担額を保育施設等に対して提示することに同意します。

申請に係る小学校就学前子ども	ふりがな氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	1	年 月 日生	男・女	有・無
保護者住所・連絡先	(住 所)			
	(連絡先) 父携帯： - - 母携帯： - - 自宅： -			
認定者番号	年1月1日現在の住所	滝沢市内	滝沢市外	
※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。				

1. 現在利用している保育施設等名

施設名	
-----	--

2. 年度の入所について（該当する項目を○で囲んでください。）

保育の希望の有無（※）	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、年度も継続して保育施設等において保育の利用を希望します。（幼稚園等と併願の場合を含む。） ・幼稚園等の利用を希望します。 ・（その他入所しない理由）
	無	

(※)・「保育施設等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ。）

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

・「有」の場合は①～③に、必要事項を記入してください。「無」の場合は以上で手続き終了です。

①世帯の状況（同居家族全員） 年4月1日現在

区分	ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校・幼稚園・保育所等の名称	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	障害者手帳等の有無
児童の世帯員	2	父	年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	3	母	年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	4		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	5		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	6		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	7		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	8		年 月 日生	男・女		有・無	有・無
	生活保護の適用の有無		適用なし ・ 適用有り（ 年 月 日保護開始）				
家庭の状況		□ひとり親家庭 ・ □左記以外					

(表面)

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

②継続して利用を希望する期間

利用を希望する期間	年 月 日から	年 月 日まで 就学前まで
-----------	---------	------------------

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育施設等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保護者の続柄			
保育が必要な理由		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職等 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職等 <input type="checkbox"/> 就学等 <input type="checkbox"/> その他 ()
「保育が必要な事由」に該当する箇所の具体的な状況を記入してください。			
就労の状況	形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 就労予定	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 就労予定
	場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外
	時間	月 時 分から 時 分まで 火 時 分から 時 分まで 水 時 分から 時 分まで 木 時 分から 時 分まで 金 時 分から 時 分まで 土 時 分から 時 分まで 日 時 分から 時 分まで 1か月当たり 時間	月 時 分から 時 分まで 火 時 分から 時 分まで 水 時 分から 時 分まで 木 時 分から 時 分まで 金 時 分から 時 分まで 土 時 分から 時 分まで 日 時 分から 時 分まで 1か月当たり 時間
	休業中の場合	事由() 期間 年 月から 年 月まで	事由() 期間 年 月から 年 月まで
	妊娠・出産の状況	出産予定日 年 月 日 出産後の予定()	出産予定日 年 月 日 出産後の予定()
疾病等の状況	疾病	病名() 入院期間 年 月から 年 月まで 通院 1週間に 回 (1回の診療時間 平均 時間)	病名() 入院期間 年 月から 年 月まで 通院 1週間に 回 (1回の診療時間 平均 時間)
	障がい	<input type="checkbox"/> 身障(級) <input type="checkbox"/> 精神保健(級) <input type="checkbox"/> 療育(A・B)	<input type="checkbox"/> 身障(級) <input type="checkbox"/> 精神保健(級) <input type="checkbox"/> 療育(A・B)
介護等の状況		氏名 続柄 場所(入院・在宅) 期間 年 月から 年 月まで 付添 1週間に 回(1回平均 時間)	氏名 続柄 場所(入院・在宅) 期間 年 月から 年 月まで 付添 1週間に 回(1回平均 時間)
求職等の状況		<input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 (具体的な活動内容)	<input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 (具体的な活動内容)
就学等の状況		学校等名 所在地	学校等名 所在地
その他の状況			

*滝沢市記載欄

認定の可否	認定者番号	認定区分等
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 (理由)		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 (□標 □短) <input type="checkbox"/> 3号

(裏面)

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第2号（第7条関係）

※ 世帯番号	※ 入所施設名	※ 認定者番号

※ 保育の実施期間		
年	月	日から
年	月	日まで

※印の欄は記入しないでください。

保育施設入所申込書（兼保育台帳）

滝沢市福祉事務所長 様

年 月 日

保護者	氏名	父・母	住所	滝沢市 (アパート名)
	フリガナ		連絡先	自宅(TEL 父(- -) 母(- -)

保育施設への入所について次のとおり申し込みます。 ※満年齢は入所を希望する月の初日の年齢を記入してください。

入所申込児童	氏名	障害者手帳等の有無	性別	生年月日	クラス年齢	
	フリガナ	健・病	男・女	年 月 日 (満 歳 か月)	<input type="checkbox"/> 0歳 <input type="checkbox"/> 1歳 <input type="checkbox"/> 2歳	<input type="checkbox"/> 3歳 <input type="checkbox"/> 4歳 <input type="checkbox"/> 5歳

◎入園申込児童は記入不要

入所申込児童以外の世帯員(同居家族全員)	氏名	申込児童との続柄	生年月日	年齢	(職業)勤務先等具体的に(健康状態)病名等具体的に	障害者手帳等の有無	
	2	父	・	・		有・無	
	3	母	・	・		有・無	
	4			・	・		有・無
	5			・	・		有・無
	6			・	・		有・無
	7			・	・		有・無
	8			・	・		有・無

入所を希望する保育施設名	第1希望	第4希望
	第2希望	第5希望
	第3希望	(注)通所可能な施設のみご記入ください。

◎就労内定又は産休・育休後の職場復職予定の方のみ記入		就職・復職予定日 父： 年 月 日 / 母： 年 月 日					
生活保護	1.受けている	希望保育期間	年 月 日から		希望保育期間	時 分から	
	2.受けていない		年 月 日まで			時 分まで	
母(父)子家庭	離婚(年 月)・死別・未婚・準母(父)子家庭(離婚前提の別居による 年 月から)・その他()						
現在の保育状況	1.家庭 2.保育所等(名称) 3.その他()				集団保育の経験	有()・無	
父の勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで	母の勤務時間	午前 時 分から 午後 時 分まで				

裏面にも記入欄がございます。

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

< 裏面 >

◎2人以上申込みの場合、同時に入園できない場合がありますので、下記のいずれかの□にチェックしてください。

以上 申込 児童が 2人 の 場合	<input type="checkbox"/> 同時に入所できなくても1人のみの入所でも希望する	<input type="checkbox"/> 上の児童から <input type="checkbox"/> 下の児童から <input type="checkbox"/> どちらの児童からでもよい	入所できなかった児童の希望施設は <input type="checkbox"/> 先に入所した児童と同じ施設のみに変更 <input type="checkbox"/> 先に入所した児童と同じ施設を第1希望にし、それ以外は希望順位繰り下げ <input type="checkbox"/> 変更しない
	<input type="checkbox"/> 同時期なら別々の施設でも可能	<input type="checkbox"/> 同施設になることを優先する (兄弟姉妹が同施設になるならば希望順位の低い施設でも可能)	
	<input type="checkbox"/> 同時期の同施設入所のみ希望する	<input type="checkbox"/> 希望順位を優先する(兄弟姉妹別々の施設でも可能)	その他(希望する組合せ等をご記入ください)

◎保護者の就労等の状況(()内の数字は審査点数の基準指数(目安)です。) ※該当する項目を○で囲んでください。

	父		母	
居宅外労働 外勤 ※ 時間数は月単位	1. 160h以上(20) 3. 80h以上~120h未満(16) 5. 48h以上~60h未満(12)	2. 120h以上~160h未満(18) 4. 60h以上~80h未満(14)	1. 160h以上(20) 3. 80h以上~120h未満(16) 5. 48h以上~60h未満(12)	2. 120h以上~160h未満(18) 4. 60h以上~80h未満(14)
居宅内労働 自営・農業 ※ 時間数は月単位	1. 中心者	2. 協力者	1. 中心者	2. 協力者
	1. 160h以上(19) 2. 120h以上~160h未満(17) 3. 80h以上~120h未満(15) 4. 60h以上~80h未満(13) 5. 48h以上~60h未満(12)	1. 160h以上(16) 2. 120h以上~160h未満(14) 3. 80h以上~120h未満(12) 4. 60h以上~80h未満(10) 5. 48h以上~60h未満(9)	1. 160h以上(19) 2. 120h以上~160h未満(17) 3. 80h以上~120h未満(15) 4. 60h以上~80h未満(13) 5. 48h以上~60h未満(12)	1. 160h以上(16) 2. 120h以上~160h未満(14) 3. 80h以上~120h未満(12) 4. 60h以上~80h未満(10) 5. 48h以上~60h未満(9)
内職 ※ 時間数は月単位	1. 160h以上(15) 2. 100h以上~160h未満(13) 3. 48h以上~100h未満(11)		1. 160h以上(15) 2. 100h以上~160h未満(13) 3. 48h以上~100h未満(11)	
求職中	1. 求職活動(4)		1. 求職活動(4)	
配偶者不在(20)	1. 離婚 2. 死別 3. 未婚 4. 別居 5. 単身赴任 6. その他()		1. 離婚 2. 死別 3. 未婚 4. 別居 5. 単身赴任 6. その他()	
病気・出産等	1. 入院(22) 2. 通院(16) 3. 自宅療養(18~20) 4. 障害者手帳等(種 級)(12~20)		1. 入院(22) 2. 通院(16) 3. 自宅療養(18~20) 4. 障害者手帳等(種 級)(12~20) 5. 出産(予定日 年 月 日)(17)	
病人の看護等	1. 入院付添 2. 自宅看護・介護 3. その他()		1. 入院付添 2. 自宅看護・介護 3. その他()	
学生(18)	1. 大学(院)生 2. 職業訓練校 3. その他()		1. 大学(院)生 2. 職業訓練校 3. その他()	
その他	()		()	

◎祖父母の状況 ※同居の方は氏名欄に「同居」と記入ください。満年齢以降の欄は記入不要です。

	氏名	満年齢	生年月日	住所	日中の状況
父 方	祖父		・	・	外勤・自営・農業等・無職 勤務先等名称() 死亡・離婚・所在不明・疾病等(通院・入院)
	祖母		・	・	外勤・自営・農業等・無職 勤務先等名称() 死亡・離婚・所在不明・疾病等(通院・入院)
母 方	祖父		・	・	外勤・自営・農業等・無職 勤務先等名称() 死亡・離婚・所在不明・疾病等(通院・入院)
	祖母		・	・	外勤・自営・農業等・無職 勤務先等名称() 死亡・離婚・所在不明・疾病等(通院・入院)

◎希望月に入所できない場合 ※空き待ちを希望する場合は、年3月まで継続審査します。

1. 申込みを取り下げる	2. 空き待ちをする
--------------	------------

◎申込書類と保育料算定の際の市民税額の確認について

申込書類を確認するため、私及び私の世帯について課税台帳や住民登録台帳等を照会することについて承諾します。	
保護者氏名 (父)	(母)

記入上の注意

- 1 この用紙は、折りまげたり、汚したりしないようにしてください。
- 2 黒の万年筆又は黒のボールペンではっきりと記入してください。
- 3 満年齢は、入所児童・入所児童以外の世帯員も入所希望日現在の満年齢を記入してください。

保育施設申し込みができる方とは

滝沢市内に住んでいて、次のいずれかの事情に該当することにより、当該児童を保育することができない方です。保護者について、これらの事情を確認します。（これらの事情が消滅した場合、入所できなくなります。）

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（出産予定日を基準とし産前8週、出産日を基準とし産後8週）
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいを有する同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 求職活動をしていること。（ただし、保育施設に入所した日から3か月以内に就労しなければ退所となります。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑩ 滝沢市福祉事務所長が認める前各号に類する状態にあること。

※①、②とも1日4時間以上かつ月12日以上、平均月収3万円以上が常態であることが最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中の取り扱いとなります。年度内の求職猶予期間は、1年度内3か月が限度です。

保育料の算定について

保育料は市町村民税を基に算定されます。

○4月から8月までの保育料

年度市（区町村）民税額（ 年分所得）に基づき決定します。

○9月から翌年3月までの保育料

年度市（区町村）民税額（ 年分所得）に基づき決定します。

※市内、市外保育施設を問わず滝沢市民は同じ額です。

※祖父母等と同居している場合で、父と母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、同居の祖父母等の書類も必要となります。

※期限までに提出がない場合や不備がある場合、保育料は暫定的に最高額となります。

※ひとり親家庭の方や、世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合、保育料が軽減される場合がありますのでお申し出ください。

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

福祉事務所長

保育施設入所承諾通知書

申込みのありました保育施設への入所について次のとおり承諾いたします。

利用する児童の氏名 及び生年月日	
利用する施設の 名称	
利用期間	
<p>備考 1 支給認定申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>2 保育の利用期間中であっても保育施設へ入所できる基準に該当しなくなった場合には保育の利用を解除いたします。</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

様

福祉事務所長

保育施設入所保留通知書

申込みのありました保育施設への入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	
希望する施設の 名称	第1希望 第3希望 第5希望 第2希望 第4希望
保留の理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第5号（第11条関係）

保育施設退所届

年 月 日

滝沢市福祉事務所長 様

(保護者) 住 所

氏 名

印

児童福祉法第24条本文の規定により入所した児童_____は以下の理由により 年 月末日付で_____を退所したく届け出ます。

退所の理由（該当する項目をチェックしてください。）

市外転出のため [異動予定日： 年 月 日]

[新住所： _____]

転出後も継続して現在の保育施設に通所することを

希望します→転出先市区町村の保育施設担当窓口で
申請手続きが必要です。

希望しません

家庭での保育可能のため

転園のため

他の施設に通うため [幼稚園 認可外保育施設 その他 ()]

期間終了のため [出産 求職 疾病 その他 ()]

その他 [_____]

< 保育施設確認欄 >

年 月 日

滝沢市福祉事務所長 様

保育施設名

施 設 長

印

入所児童の保護者から以上のとおり届があったので通知します。

保護者氏名	児童氏名	児童の生年月日
		年 月 日

滝沢市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱

様式第 1 号（第 6 条関係）

（平 2 9 告示 6 ・全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（平 2 9 告示 6 ・全改）

様式第 3 号（第 9 条関係）

（平 2 9 告示 6 ・全改）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（平 2 9 告示 6 ・全改）

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

（平 2 9 告示 6 ・全改）